



令和 8 年 第 2 回 総 会

会 議 録

期 日 令和 8 年 2 月 2 7 日
場 所 枕 崎 市 妙 見 セ ン タ ー

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和8年第2回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和8年2月27日（金）

2. 議事日程

| 日程番号 | 議案番号 | 件 名 |
|------|------|-------------------------------|
| 1 | | 会期について |
| 2 | 5 | 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について |
| 3 | 6 | 農地法第3条許可申請について |
| 4 | 7 | 農地法第5条許可申請について |
| 5 | 8 | 農用地利用集積等促進計画の調整について |
| 6 | 9 | 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について |
| 7 | 10 | 令和8年度農作業標準賃金について |
| 8 | 11 | 枕崎市農地賃借料情報について |

3. 会議日程

| 月 日 | 時 間 | 内 容 |
|-------|------|---------------------|
| 2月27日 | 午前9時 | 1. 開 会 |
| | | 2. 会議録署名委員の指名 |
| | | 3. 開 議 |
| | | 4. 会期について 日程第1号 |
| | | 5. 議案上程 日程第2号～日程第8号 |
| | | 6. 提案理由の説明、質疑 |
| | | 7. 討論、表決 |
| | | 8. 閉 会 |
| | | 9. 全員協議会 |

本日の出席委員は次のとおり

| 役職名 | 議席番号 | 委員氏名 | 委員・推進委員別 |
|-----|------|-----------|-------------|
| 会長 | 1番 | 天達 範 隆 | 農 業 委 員 |
| | 2番 | 今給黎 龍 浪 | 農 業 委 員 |
| | 4番 | 篠 原 正 | 農 業 委 員 |
| | 5番 | 畑 野 真 人 | 農 業 委 員 |
| | 7番 | 原 田 克 子 | 農 業 委 員 |
| | 8番 | 眞 茅 文 男 | 農 業 委 員 |
| | 9番 | 白 澤 千 恵 子 | 農 業 委 員 |
| | | | |
| | | | |
| | 12番 | 俵積田 正 康 | 農地利用最適化推進委員 |
| | 13番 | 有 村 貞 雄 | 農地利用最適化推進委員 |
| | 14番 | 白 澤 敦 行 | 農地利用最適化推進委員 |

本日の欠席委員は次のとおり

3番 水 野 正 子 農 業 委 員

6番 園 田 和 寛 農 業 委 員

本日の書記は次のとおり

主幹兼農地係長 天 達 恵 一
農地係参事補 新 屋 敷 嘉 一

午前 9 時 00 分 開会

議長

開会前にお知らせします。

水野委員，園田委員から，本日は欠席するとの連絡がありましたので，ご承知おきください。

令和 8 年第 2 回農業委員会総会を本日招集しましたところ，出席委員 10 名で定足数に達しておりますので，ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は，お手元に配付のとおりですので，ご了承願います。

ここで，本総会の会議録署名委員を指名いたします。4 番篠原委員，5 番畑野委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は，本日 1 日限りとしてはと思いますが，御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，本総会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に，日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第 2 号議案第 5 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページから 3 ページをご覧ください。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 7 2 号から 1 9 1 号までの合意解約は，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 16 名，利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 17 名です。

解約面積は畑が 39 筆で 36,774 m²です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。以上です。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について，整理番号 1 7 2 号から 1 9 1 号までについては，説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第 5 号は，同意することに決定いたしました。

次に，日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

ここで、農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤敦行委員除斥)

まず、整理番号3号及び4号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は9件です。

整理番号3号の申請地は、

国見町〇〇番，畑，984 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，船員，39歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，39歳，宮田町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については7ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南側約〇〇mに位置します。

整理番号4号の申請地は、

国見町〇〇番〇，畑，210 m²

国見町〇〇番〇，畑，337 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，73歳，兵庫県にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，54歳，国見町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については9ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より西側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号3号及び4号について，篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員）整理番号3号について報告いたします。

1月25日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

現在，譲受人が7年前から茶を栽培しており，東側，西側は公衆用道路，南側，北側は畑です。

本件の権利取得後も引き続き茶を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われま

す。

整理番号4号について報告いたします。

2月2日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は保全管理された畑で，東側は畑と宅地，西側は用悪水路を挟んで市道，南側は畑，北側は市道です。

本件の権利取得後は菜園畑として利用する計画で問題の無い申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号3号及び4号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、農地法第3条許可申請の整理番号3号及び4号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(白澤敦行委員着席)

次に、整理番号5号から11号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

整理番号5号の申請地は、

豊留町〇〇番，畑，246 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，62歳，豊留町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，84歳，瀬戸町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については11ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より公衆用道路を挟んで南側に位置します。

整理番号6号の申請地は、

豊留町〇〇番，畑，1,260 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，自営業，48歳，豊留町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，84歳，瀬戸町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については11ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南側に位置します。

整理番号7号の申請地は、

別府東町〇〇番，畑，853 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，85歳，大阪府にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，84歳，瀬戸町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については14ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南側約〇〇mに位置します。

整理番号8号の申請地は、

別府字草切平東〇〇番，畑，543 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，農業，73歳，国見町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、84歳、瀬戸町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については16ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より西側約〇〇mに位置します。

整理番号9号の申請地は、

別府字草切平東〇〇番，畑，478 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、84歳、瀬戸町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、73歳、国見町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については16ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より西側約〇〇mに位置します。

整理番号10号の申請地は、

大塚中町〇〇番〇，畑，354 m²，

大塚中町〇〇番〇，畑，113 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、53歳、大塚中町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、33歳、木場町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については19、20ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より市道を挟んで西側に位置します。

整理番号11号の申請地は、

豊留町〇〇番，畑，87 m²，

豊留町〇〇番，畑，134 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、71歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規兼業農業、58歳、豊留町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農業開始ということでもあります。

申請地については22ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号5号から7号について、俵積田正康委員をお願いします。

12番（俵積田正康委員）整理番号5号について報告いたします。

2月10日に代理人である〇〇〇〇行政書士の立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は瀬戸町に居住し、息子や従業員と茶業を営んでいます。

申請地の東側は用悪水路を挟んで公衆用道路、西側、南側は畑、北側は公衆用道路を挟んで茶工場です。

本件の権利取得後は、お茶を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思われ
れます。

整理番号6号について報告いたします。

2月10日に代理人である〇〇〇〇行政書士の立ち会いのもと現地調査を行いま
した。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は瀬戸町に居住し、息子や従業員と茶業を営んでいます。

申請地の東側、西側、南側、北側は畑です。

本件の権利取得後は、お茶を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思わ
れます。

整理番号7号について報告いたします。

2月10日に代理人である〇〇〇〇政書士の立ち会いのもと現地調査を行いま
した。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は瀬戸町に居住し、息子や従業員と茶業を営んでいます。

申請地の東側、北側は畑、西側、南側は公衆用道路です。

本件の権利取得後は、甘藷を栽培する計画で問題の無い申請ではないかと思わ
れます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号8号から9号について、眞茅委員お願いします。

8番（眞茅委員）整理番号8号と整理番号9号は関連がありますので、一括して報告いた
します。

2月10日に代理人である〇〇〇〇政書士の立ち会いのもと現地調査を行いま
した。

位置関係は事務局のとおりです。

別府字草切平東〇〇番の東側、西側、北側は茶畑、南側は道を挟んで原野で、
現況としましては、現在、茶を伐根した状態で取得後は茶を植えるとの事です。

続きまして、別府字草切平東〇〇番の東側、西側、北側、南側は茶畑で、譲受
人が令和2年に造成をして1枚の畑として利用する代わりに代替地を見つけると
の事で話し合われており、〇〇番を取得して代替地としてすることで双方合意に
至り、今回の申請になったとの事で土地の交換による双方の申請であります。

どちらも、今後とも作付けがされるとの事であり問題のない申請ではないかと
思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号10号について、白澤敦行委員お願いします。

14番（白澤敦行委員）整理番号10号について報告いたします。

2月17日に譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は木場町に居住する専業農業者です。

申請地は大塚公民館の西側道路を挟んだ場所に位置し、大塚中町〇〇番〇の北側は道路、南側と東側は自宅建設予定地、西側は住宅であり、大塚中町〇〇番〇の北側は道路、南側と西側は自宅建設予定地、東側は申請人が昨年農地法第3条の許可を受けた大塚中町〇〇番の畑です。

権利取得後は、菜園畑としてブロッコリーや花を育てる予定であり、〇〇番〇は〇〇番の畑と一体として使用することから、本件の権利取得により農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は無い申請と思われます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号11号について、篠原委員お願いします。

4番（篠原委員）整理番号11号について報告いたします。

2月15日に譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は梅の木があり、東側、西側、北側は用悪水路、南側は畑です。

本件の権利取得後は果樹園として利用する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号5号から11号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件です。

整理番号2号の申請地は大塚中町〇〇番〇、畑、581㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、19ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より市道を挟んで西側に位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画内容は居宅1棟の建築で、計画面積は581㎡ですが、東側に崖地高低差があり、建物を一定距離離して建築しなければならず、さらに北側市道からの進入路が必要で、利用できる面積は497㎡となり問題のないものと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分、転用目的は問題のないものと思われます。

建物の高さは一般住宅が5.6mの平屋建て、境界より2.0m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

整理番号3号の申請地は妙見町〇〇番、畑、371㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は借家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から北側約〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分、転用目的、計画面積は問題のないものと思われます。

建物の高さは一般住宅が5.6mの平屋建て、境界より1.0m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号2号について、今給黎委員をお願いします。

2番（今給黎委員）整理番号2号について報告します。

2月17日に白澤千恵子農業委員、白澤敦行推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました。

立会人は譲受人の〇〇〇〇さんと父の〇〇〇〇さんです。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は現在、保全管理された畑です。

申請地の北側は3条申請地の畑と道路、西側は宅地、東側は3条申請地の畑と道路、南側は雑種地です。

今回の申請地は農家後継者が住宅を建設するものです。

雨水は溜柵を設置し、側溝へ放流します。

生活排水は、合併浄化槽で処理後、側溝へ排水する計画です。

周辺はコンクリート擁壁があり、3条申請地との境界には、ブロック積みを行います。

適切な防除計画書及び資金調達書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 整理番号 3 号について、白澤千恵子委員お願いします。

9 番（白澤千恵子委員）整理番号 3 号について報告します。

2 月 1 7 日に今給黎農業委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さんと現地確認を行いました。

立会人は行政書士の〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

位置関係は事務局のとおりです。

現在は保全管理されています。

申請地の北側、西側は畑と宅地、南側は宅地、東側は道路です。

境界にはコンクリート杭が設置してあり、ブロック塀を施工し、周辺に被害を及ぼさないようにします。

雨水は溜桝を設置し、側溝へ放流します。

生活排水は、合併浄化槽で処理後、側溝へ排水する計画です。

適切な防除計画書及び資金調達書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 5 条許可申請については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 5 号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 5 号、議案第 8 号、農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

27 ページから 31 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 4 1 号から 1 6 1 号まで利用権設定を受ける者株式会社〇〇〇〇さん外 20 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 63 名で設定面積は、田が 38 筆

13,751 m², 畑が 101 筆 112,170 m², 樹園地が 25 筆 32,490 m², 合計 164 筆 158,411 m²です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 5 号農用地利用集積等促進計画の調整については、整理番号 141 号から 161 号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第 6 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6 号、議案第 9 号、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

議案書の 32 から 34 ページをご覧ください。

利用状況調査により、遊休農地を確認し、現況が山林又は原野の様相を呈し、農地として再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（C 分類）については、農業委員会において非農地判断を行うこととされております。

議案でお示ししている農地については、本年度に実施された利用状況調査の結果を基に、農業委員会事務局と農政課の協議を踏まえ、非農地に相当するものとして整理した農地について掲載してあります。

表の整理番号 1 号から 82 号までの合計面積は 44,813 m²であり、現況が山林または原野の様相を呈しているもの、

または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものです。

以上のことから、整理番号 1 号から整理番号 82 号までの農地を非農地と判断しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号1号から82号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号令和8年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号、議案第10号、令和8年度農作業標準賃金につきまして説明いたします。35ページをご覧ください。

農作業標準賃金の設定につきましては、枕崎市農林技術協会からの意見聴取、農業委員会の承認を経て、次年度の農作業賃金の目安として公表しているところです。

昨年10月に鹿児島県の最低賃金が、時間単価が953円から1,026円に改定されました。

県の最低賃金の時間単価を日額換算すると8,208円となります。現行の7,700円は最低賃金を下回ることとなるため、これの10の位を切り上げて一般農作業賃金の日額は8,300円以上としています。また、畑作の各作業賃金、その他の作業賃金につきましては、受託団体等に聞き取りをした結果、昨年度と同額としています。以上のように改定したいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号令和8年度農作業標準賃金については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市農地賃借料情報についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号、議案第11号、枕崎市賃借料情報について説明いたします。36ページをご覧ください。

令和7年1月から12月に利用権が設定されたものを集計してあります。

賃借料情報につきましては各農業委員会が実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、地域の実勢額を提供することになっています。

令和7年は農地中間管理事業の貸借のうち、使用貸借権設定による貸借が多かったため貸借のデータ数が少なくなっています。

畑、樹園地については基盤整備地域と未整備地域に分けて情報提供を行っていますが、田につきましては件数が少ないため、市全体での掲載となっています。

この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の条件等を考慮し、相互の話し合いで決めていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号枕崎市農地賃借料情報については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 3 6 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 篠原 正

会議録署名委員 畑野 真人